

人事・労務を見つめる・・・



# Nozomi-Planning レポート



平成31年3月号 Vol.147



撮影地  
東京都

「春のはじまり」

撮影者  
大西麻子

## # 今月のTOPICS #

### 【人事・労務】

- ・勤務間インターバル制度  
～ 導入時に検討すべきことは？ ～
- ・個人型確定拠出根金(愛称:i-DeCo)は  
人事・総務担当者に関係？

### 【その他】

- ・賃金等の請求権の消滅時効「2年」が  
「5年」に変わる？！
- ・春・夏・冬のはなし Vol.99
- ・今月の書籍紹介  
「七つの会議」
- ・3月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング  
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F  
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145  
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」  
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

# ◆ 人事労務 ◆

## ■ 勤務間インターバル制度 ～ 導入時に検討すべきことは？ ～

「働き方改革関連法」では、今年4月1日より「勤務間インターバル」制度の導入が努力義務となります。義務ではなく努力義務となっていますが、過重労働の防止に非常に有効と言われ注目されている制度です。長時間労働の防止対策として、導入を検討されてはいかがでしょうか。

### ◆ 勤務間インターバル制度とは

「勤務間インターバル」は、勤務終了後、一定の「休息时间」を設けることで働く人の生活時間や睡眠時間を確保するものです。前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保することが、事業主の努力義務として規定されました。

### ◆ 休息時間は何時間にすべき？

実際に導入するにあたっては、まずはインターバルの時間（休息时间）を何時間に設定するかを検討しましょう。

すでに勤務間インターバル制度を義務化しているEU諸国では、最低でも連続11時間の休息時間が必要とされています。

日本では特に何時間以上という決まりはありませんが、1日の睡眠時間が6時間未満になると循環器疾患のリスクが高まると言われています。6時間の睡眠時間プラス往復の通勤時間、さらに1時間程度の生活時間を考えると最低でも8～9時間は必要と思われます。

### ◆ 翌日の始業・終業時刻はどうするか？

休息時間が翌日の始業時刻にかかる場合の取り扱いについても、検討する必要があります。

次の2通りの方法が考えられます。

- ① 始業時刻と終業時刻を後ろ倒しにする
- ② 休息時間が終わるまでの勤務を免除する

① の場合、終業時刻がずれこんで、深夜労働が発生しやすくなるのが懸念されます。

② の場合は免除した時間分の賃金の扱いを決めておく必要があります。勤務したものとみなして有給にするのか、それとも勤務しなかった時間分を控除するのか。制度の趣旨から考えると有給が望ましいでしょう。

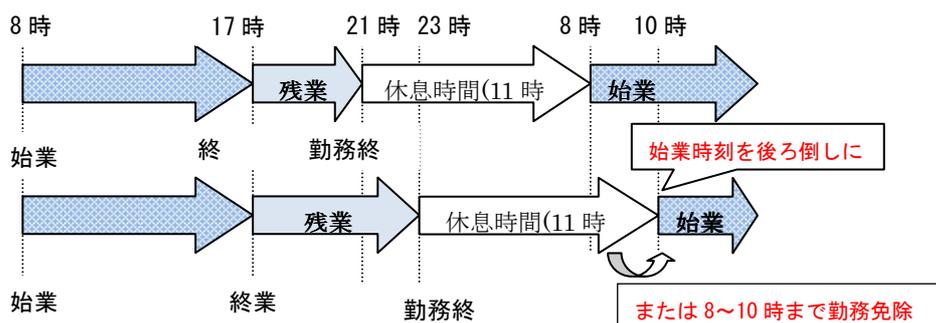
### ◆ 例外ケースは？

例外を設けるかどうかを検討します。健康確保が目的ですから安易には例外を認めるべきではないでしょう。

例外を認める場合は、どのようなケースを例外として扱うか（突発的なトラブル、重要な会議など）、あらかじめ労使で決めておきましょう。また、どの範囲の従業員に適用するか、裁量労働制やフレックスタイム制との関係をどうするかなども検討します。

制度の導入にあたっては、特に届出などの要件はありませんが、就業規則を改訂することになるので改訂後の就業規則を届け出ることは必要です。また、労使協定の締結による導入も可能です。

## 勤務間インターバル制度の例（インターバル時間を11時間とした場合）



## ■ 個人型確定拠出根金（愛称：i-DeCo）は人事・総務担当者に無関係？

個人型確定拠出年金（愛称：i-DeCo）は個人があくまで個人の立場で老後資金を貯める手段です。確定拠出年金には企業型もあり、既に導入している企業はその内容や仕組みをよくご存じだと思いますが、未導入企業の人事・総務担当者の皆様は無関係だと思いませんか？実は、企業型未導入企業でもi-DeCoに加入したい従業員がひとりでもいる場合、担当者の方にはそれなりの事務が発生しますので、注意が必要です。

### ◆ i-DeCo 加入希望者が最初に出てきたときの事務

はじめて i-DeCo 加入希望者が出てきたときは、本人からの申し出により下表の 5 つの事務が必要になります。

1	国民年金基金連合会（以下「国基連」という）に対し「事業所登録」（加入時）
2	i-DeCo 加入希望社員から提出される「事業主証明書」に必要事項を記入（加入時）
3	加入者の資格の有無に関する「事業主の証明」（年 1 回）
4	加入者が希望する場合、給与天引きのうえ国基連へ「掛金納付」（月 1 回）
5	加入者が個人払込みをした場合、「年末調整」（年末）

### ◆ 上記 3 の「事業主の証明」の内容

上記 3 の加入者資格の確認は下表の通り多岐に亘っており、未導入企業の担当者でもそれなりの知識が必要です。

#### 1. i-DeCo への加入資格の確認を目的とした証明

1	事業所における企業型 DC の実施状況
2	第 2 号加入者の企業型年金加入者の資格の有無
3	第 2 号加入者が事業所に在籍することの確認

#### 2. i-DeCo の限度額の確認を目的とした証明（一部省略）

1	確定給付企業年金（DB）の加入者の資格の有無
2	厚生年金基金の加入員の資格の有無

### ◆ 都度発生のお務

さらに上記に加え、会社自身や i-DeCo 加入社員に下記の事象が発生すると、その都度手続きが必要になります。

#### 1. 会社自身に関する事項の変更（一部省略）

1	事業所の名称または所在地が変わったとき
2	掛金の引落口座や金融機関を変更する時
3	掛金納付の方法を変更する時
4	登録事業所を廃止する時

#### 2. 加入者に関する事項の変更（一部省略）

1	第 2 号加入者が他の登録事業所から転職してきたとき
2	第 1 号加入者（自営業者等）または第 3 号加入者（専業主婦等）で iDeCo 加入者を採用した時
3	加入者が退職する時
4	加入者が掛金額を変更する時

### ◆ 【結論】企業型確定拠出年金を導入するのとも一考

いかがでしたでしょうか。届出事項の多さに辟易としたのではないですか。加えて、届出先は国基連ではなく、その委託先（レコードキーパーと言います）4社であり、加入者ごとにそれぞれに提出する必要があります。これらの事務負担やコストも考慮すると、いっそのこと企業型確定拠出年金の導入を検討されるのとも一考ではないでしょうか。



## ◆ その他 ◆

### ■ 賃金等の請求権の消滅時効「2年」が「5年」に変わる？！

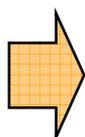
2017年の民法改正で債権の消滅時効の期間が「5年」に見直されたことに伴い、労働基準法でも消滅時効についての検討が行われていることはご存知でしょうか。

現行の労働基準法では、賃金債権が2年、退職金が5年、年次有給休暇請求権は2年の消滅時効が定められています。労働法は、民法の特別法であるため労働基準法が優先して適用されますが、賃金、年次有給休暇の請求権の消滅時効の期間及び書類の保存期間、付加金等の規定のあり方については、民法に合わせた改正の方向で議論されています。

#### <民法における消滅時効>

##### ●改正前

- ①職業別の短期消滅時効（1年の消滅時効とされる「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」も含む）
- ②一般債権については、
  - ・権利を行使することができる時から進行
  - ・10年間行使しないときは消滅



##### ●改正後

※施行日：平成32年4月1日

- ①職業別の短期消滅時効（1年の消滅時効とされる「月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権」も含む）を廃止し、
- ②一般債権については、
  - i)債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき
  - ii)権利を行使することができる時から10年間行使しないとき

→ i) ii)の場合に、時効によって消滅する

この件は、「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」で審議されていますが、昨年11月22日に開催された第6回目では、民法に合わせて5年とする可能性もできました。

#### ●実務において影響が大きいと想定される「未払い残業代請求」

右のグラフは、監督署の調査による是正結果です。是正を受けた企業数や対象労働者数（緑の棒グラフ）に比べ、是正支払額を示した折れ線グラフ（黄色）は、前年の127億から446億と3.5倍と急増しています。つまり1社あたりの遡及支払額が一気に多くなっているということです。

今後、労働基準法の消滅時効が「2年」から「5年」に変更された場合、未払い残業代についても、遡って請求することのできる期間が大幅に延長されるということになります。

労働時間の把握義務も厳しくなっています。企業としてはそもそも未払い残業が発生しないよう、日頃の労務管理をしっかり行っていくことが大切です。

100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去10年分）



※出典：厚生労働省労働基準局監督課発表資料「監督指導による賃金不払残業の是正結果」より

Vol.99 八崎さんの



## 春・夏・冬のはなし



### — 知っているようで知らない話? —

春まだ浅い3月2日、今年もまた地区公民館主催の健康講座の日が近づいてきた。第1部は、京都薬大・京都府立医大の中田徹男氏による「健康長寿と寝たきり予防を考える」—いま話題の“サルコペニア”、“フレイル”って何?—。第2部は私が担当する「糖尿病は今や世界の国民病」—“Quartet of Death 死の四重奏”への道—である。

医療講座を聴いたり話したりする時、いつも思うことがある。それは聴く人が知っているようで案外知らないこと、言い換えれば、それを知っておれば話の理解に幅ができ、より興味も増すのではないかということである。そこで今回は本題に入る前に、最近よく耳にする事項について簡単に話題提供することとした。

**1：脂質** いわゆる Fat と Oil。基本的には私達にとって大切なエネルギー源だが、摂り過ぎに弊害が—そこで摂りたい脂質と減らしたい脂質についての一覧表を下記にまとめる。

脂質	飽和脂肪酸：主として動物性、肥満、生活習慣病で摂り過ぎに警鐘が。 (一般には常温で固体)	卵、ラード、バター、牛肉など
		不飽和脂肪酸：主として植物性 (一般には常温で液体)

※魚脂 { DHA：心臓や網膜などにも存在するが、脳に最も多く存在する。アルツハイマー病で海馬内のDHAが極端に減少。その関連が研究されている。  
EPA：血管の老化防止、高血糖にも有益、平成17年頃を境に、6系が3系の消費量を大きく上回っている。現在の5：1を2：1くらいにするのが理想的。

**2：ポリフェノール** 分子内にベンゼン環などの芳香環を持ち、植物の色素、苦み、芳香など光合成によってできる植物成分の総称で、5千とも8千種類ともいわれている。特に有益なものではないと研究対象にもならなかったのだが、最近はその抗酸化作用で一躍陽の当たる場所に登場した感がある。昔から“フレンチパラドックス”なる言葉が逆説的な論法でよく使われてきた。フランス人は喫煙率も高く、飽和脂肪酸の肉類を多く食べ、ワインの消費量は世界一。

さぞや冠動脈性の心疾患が多いと思われたのだが、結果は予想外の疫学調査。恐らく赤ワインの効用だろうと思われていたのが、15年前赤ワインのポリフェノール、“レスベラトロール”が発見・解明されて世界的な赤ワインブームを呼んだ。これでパラドックスの名は消える?

カテキン(緑茶)、アントシアニン(ブルーベリー、なす)、ルチン(そば)、イソフラボン(大豆)、ジンゲロール・ショウガオール(生姜)、エピカテキン(カカオポリ…)、解明はまだ一部。

**3：ビタミン** (以下V) ラテン語のヴァイタ(生命)に由来、名前のアルファベットや数字が不規則なわけは? 発見した順にA・B・C…同じ仲間のVB群には1、2と付けていたが、後になって同じ成分だと判明したものを除外した為。B群はB1、2、6、12、葉酸、ナイアシン、ビオチン、パントテン酸の8種類と、VA、C、D、E、K、ビタミンは合計13種類で、体内で合成できるのはDだけである。B、Cは水溶性で汗や尿からも排泄される為、こまめに摂るのが良い。戦後10年くらい迄は、ビタミンといえば“ビータラン”(B足らん・大阪の方言?、脚気)とCタラン(壊血病)。最近は何といてもビタミン3エース(ACE)だろう。

(附記) 血圧の高い人が気にするのは食品中のナトリウム。表示量に2.54を掛けると食塩量に。

例：手元にあるカレーのルー。Na158mg→食塩401mg…1,000で割ると0.4gとなる。

筆者紹介：八崎輝義 日本子バガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書“エイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



## 『七つの会議』

著者：池井戸潤

(発行所 日本経済新聞出版社 1,500円+税)

### 【導入】

「公正」＝「かたよりなく平等であること。公平で正しいこと。」このことが、社会的に非常に求められる時代にあります。公正であるためには、自身に不利な状況で正しく判断できるか、公正であることで短期的な損をする際にそれを受け入れることができるか、重要な要素となってきます。いざ、そのような選択を迫られた際に、誤った判断をしないための疑似体験、という大げさですが、そういったテーマについて自身の考えを深めるきっかけとなり得る「七つの会議」を今回は紹介させていただきます。

2019年2月1日から野村萬斎さん、香川照之さん、及川光博さんが出演する映画も公開されて話題になっている映画の原作です。著作者の池井戸潤さんと言えば「下町ロケット」「半沢直樹」で知られる小説家で、実はコンサルタント業もされている方です。

本書籍は、東京建電という、パイプ椅子や飛行機、バスなどに備え付けられている椅子を販売している会社が舞台で、最近よく問題となる企業のコンプライアンスのあり方について考えさせられる内容です。実は2012年11月5日と少し前に刊行された書籍で、2011年5月から2012年5月まで『日本経済新聞電子版』に連載された内容に、1話を加筆して8話構成されています。2013年に東山紀之の主演でテレビドラマ化されていて、映画化で再び話題になっている作品です。発刊してから6年以上経った今改めて話題になり、映画化される背景にはこの小説のテーマである「コンプライアンス」についての問題が頻発していることがあるのではないかと思います。

まだ小説、映画やドラマを見られていない方も多いかと思いますので、あらすじ的なものは控えさせていただきますとして、各話の主人公が変わる連作短編の様式をとりながら、それぞれの立場に立つ事でみえてくる真実に少しずつ迫りたどり着いていく構成で読み応えがあります。世の中の出来事が単純に善悪を区分できないことや、決断を迫られた際の人の心の動きのリアリティが高く、臨場感ある良作です。各登場人物に感情移入しながら読むと、自分ならどうするかなど考えることができ、色々と学びがありますのでお勧めです。

ご承知の通り、法律を守っていれば良い、役所への対策が出来ていれば良い、といった時代ではなく、飲食店やコンビニでの不適切な行動がインターネットを通じて拡散、問題になるといったことが残念ながら珍しくなくなっています。それらの多くは法律に違反をしているということではないのですが、社会通念上において問題、言い換えると非常識なことをしてしまったということで、企業の社会的責任を取ることが求められる時代です。

顧客にだけでなく、社内のパワハラ、セクハラ、モラハラ、ジタハラ等々、色々なコンプライアンス保持について強く求められるようになっていきます。起きてからでは遅く、事前に予防することが大事なことでありますので、お困りのことがございましたら弊社宛までご相談頂きましたらご対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

(執筆 五味田 匡功)



### <3月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

11日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

○個人の青色申告の承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]

○個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]

○個人事業税の申告[税務署]

○贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]

○所得税の確定申告期限[税務署]

○確定申告税額の延期の届出書の提出[税務署]

4月1日

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

○個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

~ちょっとブレイク~



撮影者のコメント

「東京の友人宅の横に咲く梅の花です。咲き始めの梅を見て、徐々に春が近づいているのだなあと感じました。白い梅は、『白梅(しらうめ)』と呼ばれ、気品と清らかな香りがあるそうです。まだまだ寒い日も多いですが、花を見に遠出してみたい気分になりました。」

撮影者 大西 麻子

### 当事務所より一言

早いもので、2019年も春が近づいてきました。今年の間西の1月・2月ではここ数年続いていた目立った積雪もなく過ぎてしまえば暖冬?とも思える気候に感じたのは私だけでしょうか。

昨年夏の猛暑の影響等で天候の良い日にはすでに花粉も舞い始めているとのこと。花粉症の方にとっては要注意ですね。

さて、先日同年代の堀ちえみさんが「舌がん」であることを公表されました。何度か大病を経験されていたことから健康には気をつかい健診も行ってられたようですが「舌がん」の進行は「ステージ4」というショッキングなものでした。

彼女が34歳の時には「特発性重症急性膵炎」で死の淵をさまよったり、48歳の時には、歩行が困難になる難病「特発性大腿骨頭壊死症」を患い、今度はステージ4の舌がんに。

自分のことではありませんが、彼女には何度大きな試練が続くだろう...と思わずにいられませんでした。

ニュース等でいろいろとお話をきいていると決して他人ごとではなく自分自身でも気が付かずに進行していく可能性が高いものだとわかりました。

堀さんは口内炎であると思って、通院・治療もされたので経緯をきくにつれ医師も発見できなかったことに驚き、発症する性別と年代別のデータでは、50代以降の男性がかかりやすいことから「たかが口内炎」と思っていたら大変なことになるんだと思いました。

私自身、ここ数年は年の目標の一つに必ず「健康第一」をあげています。

何気ない日常のなかでも体力の衰えを感じることも多くなりました。今一度皆さんも心身ともに健康であることが仕事にも趣味にも大切であることを再認識いただき充実した毎日をお過ごしただけならと思います。

今月も手軽に最新情報をお読み頂ける「のぞみプランニングレポート」をお届けします。一日の仕事前に、またちょっと一息といった時にご覧になって下さい。弊社は、事業主の皆様の労務管理・人事管理のお役に立てるよう日々、東へ西へと奔走しております。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。

今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

b y 河合 茂貴

